

2026（令和8）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：民事法（民事訴訟法）

次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。なお、各設問は独立のものであり、そこに記載された事実関係は当該設問においてのみ考慮すること。

Xは、Yに対し、500万円の支払を求める訴えを提起した（以下、「本件訴訟」という。）。本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、「2025年2月10日、Xは、Yとの間で、絵画甲を500万円で売り渡す旨を約した。にもかかわらず、Yは代金500万円を支払おうとしない。よって、甲の売買代金500万円の支払を求める。」と主張した。

これに対して、Yは、「Xから甲を500万円で買い受けたことは間違いないが、代金500万円全額をすでにXに支払っている。」と反論するとともに、Xから受領したとする「領収書」と題した書面を証拠として申請した。

#### 【設問1】

裁判所は、「XとYとの間に甲の売買契約が成立したことは疑いがない。また、Yの提出した領収書は、Xが自ら作成したものであると認めることができ、そこに記載されたとおり、Yが代金500万円を支払った旨の事実を認定して差し支えない。」との心証を抱いた。

この場合において、裁判所はどのような判決をすべきか、検討しなさい。解答にあたっては、Xの請求を認めるのか認めないのか、判決主文をどのように表現するのか、の2点を明らかにすること。

#### 【設問2】

裁判所は、「XとYとの間に甲の売買契約が成立したことは疑いがない。しかし、Yの提出した領収書はXが作成したかどうか疑わしく、他にYが代金500万円を支払ったと認めるに足りる証拠もないから、Yの反論は正当とはいえない。」との心証を抱いた。同時に、「Yの代金支払義務とXの目的物引渡義務とは実体法上同時履行関係に立つから、Yに500万円の支払を命ずるに際しては、その旨を判決において明らかにしておく必要があるようだ。」とも考えている。

この場合において、裁判所はどのような判決をすべきか。下線部に留意しつつ検討しなさい。解答にあたっては、Xの請求を認めるのか認めないのか、判決主文をどのように表現するのか、の2点を明らかにすること。また、当該判決を下すために必要と考えられる当事者の訴訟行為があれば、指摘すること。

#### 【設問3】

裁判所は、XY間に売買契約が成立したことを認め、Xの請求を全部認容する判決をした。Yから控訴の提起はなく、この判決は確定した（以下、「前訴確定判決」という。）。

その後、Yは、Xに対して、甲の引渡しを求める訴えを提起した（以下、「後訴」という。）。後訴の第1回口頭弁論期日において、Yが、「2025年2月10日、YはXから甲を500万円で買い受けた。よって、甲の引渡しを求める。」と主張したのに対して、Xは、「Yとの間で甲の売買契約を結んだ事実はない。」と主張した。

Yは、「XY間に甲の売買契約があったことは前訴確定判決により既判力をもって確定しているから、Xはそれに反する主張をすることはできない。」と反論した。Yのこの反論は、正当か。理由を付して論じなさい。